



全社協・地域福祉部 News File No.58

令和3年1月19日号
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部/全国ボランティア・市民活動振興センター

<https://www.zcwvc.net/>

今号のトピック

未来の豊かな“つながり”アクション

- リモート世代間交流！コロナ禍でもつながろう♪
(奈良県・葛城市社会福祉協議会)

全社協からのお知らせ

- 全社協地域福祉部
「2019・2020年度市区町村社会福祉協議会職員状況等調査」(締切：令和3年2月1日)
「令和2年度市区町村社協における会計業務の全国一斉点検」(締切：令和3年2月15日)
「社協・生活支援活動強化方針」チェックリストに基づく自己評価」(締切：令和3年2月15日)
- 全社協中央福祉学院「令和3年度社会福祉主事資格認定通信課程(民間・春期コース)のご案内」(締切：令和3年2月28日【消印有効】)

新型コロナウイルス関連

- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について(住居確保給付金の求職活動要件について)」(令和3年1月13日)
- 厚生労働省「感染対策のための実地での研修への2次募集について」(令和3年1月15日)

制度・施策等の動向

- 厚生労働省「第198回社会保障審議会給付費分科会」(令和3年1月13日)及び「第199回社会保障審議会給付費分科会」(令和3年1月18日)
- 厚生労働省「訪問介護労働者の移動時間等の取扱いについて(周知徹底)」(令和3年1月15日)

情報提供・ご案内

- 関西コミュニティワーカー協会 社協現場の声をつむぐ1000人プロジェクト「特例貸付に関する緊急アンケート」(締切：令和3年2月20日)
- 福祉医療機構「令和3年度社会福祉振興助成事業(WAM助成)」(締切：令和3年2月1日)

<配信先>

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部
市区町村社会福祉協議会

<配信元>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部/全国ボランティア・市民活動振興センター
TEL：03-3581-4655/4656 E-mail c-info@shakyo.or.jp

全国の社会福祉を支えるエッセンシャルワーカーの皆さまへ

新型コロナウイルス禍や相次ぐ災害のなか、とくに新型コロナウイルスの感染予防対策とともに、日夜、福祉の支援を必要とする方がたへの支援を継続している全国の社会福祉に従事する皆さまに心からの感謝を込めて応援メッセージをお届けします。

全国社会福祉協議会 会長 / 内閣府特命担当大臣 / 厚生労働大臣 / 全国社会福祉法人経営者協議会 会長

地域福祉部研修動画サイト

福祉機器Web
Home Care & Rehabilitation
Equipment 2020

K-ねっと
※全国福祉支援体制強化事業「権利擁護支援体制全国ネット」

(↑画像をクリックするとサイトにジャンプします)

未来の豊かな“つながり”アクション

- ◎ 新型コロナウイルス感染症状況下において、各社協で創意工夫のもと展開されている、“つながり”を維持する活動や、新たな“つながり”を創り出す活動を紹介します。
- ◎ また、随時、ホームページに掲載する事例も募集しております。z-chiiki@shakyo.or.jp までご応募ください。

リモート世代間交流！コロナ禍でもつながろう♪

(奈良県・葛城市社会福祉協議会)

新型コロナウイルス感染症の影響で、重症化リスクが高いとされる高齢者関係の施設、サービス事業所などは、ボランティアや子どもたちとの交流など、外部との接触の機会が長期にわたり寸断されています。

それにより、高齢者の地域からの孤立はもちろん、地域の子どもたちも高齢者との交流により様々なこと（高齢者への理解、おもいやり、やさしさ）を感じ、学ぶ機会を失っています。

そこで、**葛城市社会福祉協議会**では会議や研修などで使用している、zoom アプリを使用した「リモート世代間交流」を提案したところ、複数の保育園に興味を持っていただきました。

第1回目は令和2年12月7日に市内の保育園と社協のデイサービスをつないで初めての「リモート世代間交流」を実施。

高齢者の方々は初めてのリモート交流に戸惑うことなく歌や手遊びを見ながら「可愛いわぁ」「元気がいいねえ」と満面の笑みを浮かべ、ノリノリで手拍子♪ 保育園の子ども達もデイサービスからの「ごんべさんの赤ちゃん」の手遊びを一緒に楽しみました。

一方向的に「見る」「聞く」だけならYouTubeなどの動画で出来ますが、双方向でリアルタイムに「つながる」こと、掛け合いを楽しみ「同じ時間を共有」することは何事にも代えられません。

今年度中に第2回、第3回のリモート世代間交流も予定しています！社協だけでなく、市内のサービス事業所、子どもたち、ボランティア等も含め、コロナ禍においても、「つながり」を大切にしていきたいと思えます。

また、リモート世代間交流以外にも、音楽ボランティアさんと複数の高齢者施設をつないだリモート音楽LIVEも実施しており、葛城市社協ホームページでも公開しています。



葛城市社協 リモート音楽LIVE！コロナに負けないつながり
<http://katsuragi-shakyo.jp/wordpress/?p=585>

葛城市社協 リモート世代間交流！コロナ禍でもつながろう♪
<http://katsuragi-shakyo.jp/wordpress/?p=566>

未来の豊かなつながりアクション 新型コロナウイルス下での“つながり”をあきらめない地域福祉・ボランティア活動事例
<https://tunagari-action.jp/case/>

全社協からのお知らせ

全社協地域福祉部

「2019・2020 年度市区町村社会福祉協議会職員状況等調査」（締切：令和 3 年 2 月 1 日）

「令和 2 年度市区町村社協における会計業務の全国一斉点検」（締切：令和 3 年 2 月 15 日）

「社協・生活支援活動強化方針」チェックリストに基づく自己評価」（締切：令和 3 年 2 月 15 日）

全社協地域福祉部では、市区町村社協の皆様にご協力いただき、「2019・2020 年度市区町村社会福祉協議会職員状況等調査」、「令和 2 年度市区町村社協における会計業務の全国一斉点検」、「社協・生活支援活動強化方針」チェックリストに基づく自己評価」を実施しています。

緊急小口資金等の特例貸付等への対応等、ご多用の中誠に恐縮ですが、ご協力賜りますようお願い申しあげます。

(1) 2019・2020 年度市区町村社会福祉協議会職員状況等調査

【趣 旨】

社会福祉協議会の基本情報として毎年把握しており、厚生労働省への情報提供等にも活用している重要なデータとして、全ての市区町村社協よりご回答いただいております。

【締 切】

令和 3 年 2 月 1 日（月）

(2) 令和 2 年度市区町村社協における会計業務の全国一斉点検

【趣 旨】

不祥事の発生・再発防止の徹底を図るために、平成 30 年度に「改訂：市区町村社協事務局長の出納業務に関する 10 のチェックポイント」を用いた「会計業務等における全国一斉点検」の結果等を踏まえ、項目を重点化して全国一斉点検を実施します。

【締 切】

令和 3 年 2 月 15 日（月）

(3) 「社協・生活支援活動強化方針」チェックリストに基づく自己評価

【趣 旨】

「社協・生活支援活動強化方針」チェックリストに基づく自己評価を通じて、各市区町村社協において、目指す地域の姿や事業・活動の展開、組織・事業基盤の強化の具体的な方策を組織的に協議する一つの契機とするために実施します。

【締 切】

令和 3 年 2 月 15 日（月）

〔調査実施 URL〕 <https://sk-portal.jp/>

※ ユーザ ID とパスワードが不明な場合は、z-chiiki@shakyo.or.jp までお問い合わせください。

全社協中央福祉学院「令和3年度社会福祉主事資格認定通信課程（民間・春期コース）のご案内」（締切：令和3年2月28日【消印有効】）

全社協中央福祉学院では、「令和3年度社会福祉主事資格認定通信課程（民間・春期コース）」の受講者を募集しています（締切：令和3年2月28日【消印有効】）

令和3年度社会福祉主事資格認定通信課程（民間・春期コース）

【目的】

民間社会福祉事業の現場に現在勤務している職員について、社会福祉法（昭和26年法律第45号）により定められた社会福祉主事任用資格を、通信教育（集合研修5日間を含む）によって取得することを目的としています。

【会場】

中央福祉学院（ロフォス湘南）
〒240-0197 神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44

【受講対象】

- ① 社会福祉事業（社会福祉法に基づく第1種・第2種社会福祉事業）の施設・事業所、あるいは介護保険法に基づく介護保険事業者の指定を受けた施設・事業所に従事していること又は「社会福祉主事の実習施設・事業」に従事していること。
- ② 受講期間中、お申込み時の所属法人に勤務していること（パートタイム可・派遣労働不可）。
※ 申込み後に申込み時の所属法人を退職されますと、受講資格は失効します。本通信課程の受講申込をされて修了するまでの間に、お申込み時の所属法人を退職される予定のある方のお申込みは受け付けられません。お申込みいただいた方については、この受講資格に同意したものとします。
- ③ 業務と並行して受講することについて所属長の承認が得られること

【受講期間・日程】

令和3年4月1日より1年間

【定員】

3,400名

【受講料等】

89,000円（テキスト・教材費、スクーリング授業料を含みます。（消費税等込額））

※ スクーリング出席に係る交通費・宿泊費・食費は別途ご負担いただきます。

【申込締切】

令和3年2月28日【消印有効】※定員に満たない場合延期します。

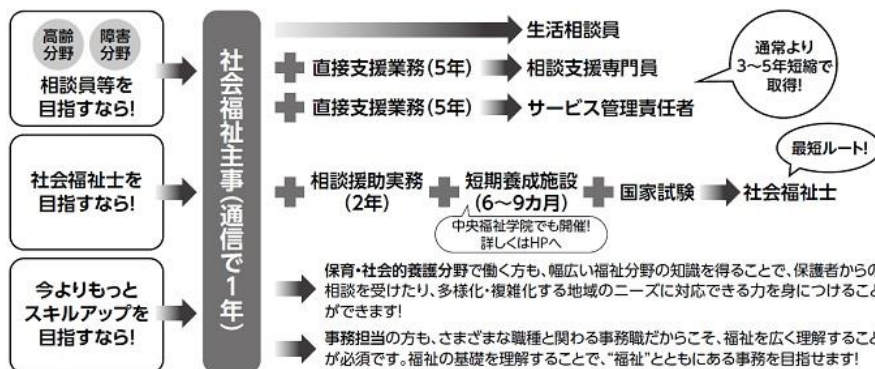
【内容】

- 本課程は、①通信授業（自宅学習）、②スクーリング（集合研修）、③修了テストにより構成されています。
- 本課程の受講申込者は、受講希望者が勤務する施設・団体の所属長となっています。受講希望者個人からの申込みは受け付けられません。

【参考】

- 社会福祉主事とは…

社会福祉主事資格は、特別養護老人ホームの生活相談員等、一部の施設職員の資格要件として準用され、デイサービス・有料老人ホーム等の介護保険事業所をはじめ、多くの民間社会福祉現場においても職員の基礎的な資格として位置づけられています。



中央福祉学院 令和3年度社会福祉主事資格認定通信課程（民間・春期コース）

<https://www.gakuin.gr.jp/training/course295.html>

※ 申込方法の詳細等は上記 URL をご参照ください。

新型コロナウイルス関連

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について（住居確保給付金の求職活動要件について）」（令和3年1月13日）

令和3年1月13日、厚生労働省は、緊急事態宣言の発令（令和3年1月13日から、緊急事態措置を実施すべき区域を栃木県、愛知県、岐阜県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の2府5県）を踏まえ、事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について（住居確保給付金の求職活動要件について）」を発出しました。

事務連絡では、緊急事態宣言期間中における住居確保給付金の求職活動要件等について、以下のとおり対応することを求めています。

- ① 生活困窮者自立支援法施行規則第10条第5項に基づく公共職業安定所への求職の申込みについて
 - 公共職業安定所への求職の申込みについては、「生活困窮者住居確保給付金の支給期間の延長に係る今後の就労支援等について（その2）」（令和2年12月28日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）に示したところですが、今般の緊急事態宣言により、できる限り公共職業安定所への来所によらない方法での求職申込みを推奨することとしますので、あらためてご確認いただき、申請者等へその方法も含め、確実な周知をお願いします。
- ② 生活困窮者自立支援法施行規則第10条第5項に基づく受給者の求職活動について
 - 本日以降、緊急事態宣言が解除されるまでの間、地域における感染の状況や就職面接会等の中止や延期等を勘案し、自治体等が必要と認めたときには、「住居確保給付金の支給事務の取扱問答」問3-2①「受給中に常用就職した場合」（ただし書き以降）を準用することとし、再々延長期間中の受給者を含め、求職活動要件を以下のとおり緩和して差し支えありません。
 - ・ 自立相談支援機関への相談については、勤務状況や地域の感染状況等により来庁が困難な場合は、電話やオンライン相談など、非対面による方法を検討していただくほか、従前のとおり、改・参考様式9の活用により、状況を月1回報告させるとともに、給与明細の郵送をもって収入の確認に代えることができます。
 - ・ 「月2回以上の公共職業安定所の職業相談等」及び「週1回以上の応募又は面接」については回数を減ずる又は免ずることができます。
 - ・ また、「月2回以上の公共職業安定所の職業相談等」については、できる限り公共職業安定所への来所によらない方法を推奨して下さい。
 - なお、特に生活再建が急務である受給者において、オンライン等による企業への応募・面接等、可能な範囲で求職活動を行っていただくことは差し支えありませんので、受給者の生活の状況等に応じて、就職活動等に対する対応、支援を引き続きお願いします。

【参考】住居確保給付金の支給事務の取扱問答

問3-2

① 受給中に常用就職した場合

「月4回以上の自立相談支援機関の面接等の支援」については、緩和しない。

ただし、その実施方法については、勤務時間や内容が分かる雇用契約書等の書類を提出させるとともに、聞き取りを行い、就労状況の確認を行った上で、対象者と調整し、行うこと。また、勤務状況により、どうしても困難な場合は、電話等の手段により状況を報告させるとともに、給与明細の郵送をもって代えることができることとする。

なお、「月2回以上の公共職業安定所の職業相談等」及び「週1回以上の応募又は面接」については、緩和することとする。

③ 支援プランの作成について

- 支援プランの決定にあたっては、順次の作成をお願いしているところですが、緊急事態宣言下の地域においては、対面によるアセスメントの際等に、受給者自身の感染リスクの高まりや、自治体等職員への過大な負担が生じる懸念があります。ついては、重点的な支援を行うべき者、オンライン等での対応が可能な者、再々延長決定を行った者等から優先してプランを作成するなど、地域の実情に応じたご対応をお願いします。

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について（住居確保給付金の求職活動要件について）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000719095.pdf>

厚生労働省「感染対策のための実地での研修への2次募集について」（令和3年1月15日）

令和3年1月15日、事務連絡「感染対策のための実地での研修への2次募集について」を发出了しました。

この研修は、介護保険事業所での新型コロナウイルス感染症の感染予防、拡大防止のため、介護保険サービスに従事する職員が標準感染予防策と感染症発生時の備えを理解し実施できるよう、感染症の専門家（感染管理認定看護師及び感染症看護専門看護師）を施設等に派遣し、当該施設等の個別性に応じた感染対策について指導・助言を行うものです。

感染対策のための実地での研修への2次募集について

※ 全社協地域福祉部

【目的】

- 介護保険施設又は事業所（以下、「施設等」という）での新型コロナウイルス感染症の感染予防、拡大防止のため、介護保険サービスに従事する職員が標準感染予防策と感染症発生時の備えを理解し実施できるよう、感染症の専門家（感染管理認定看護師及び感染症看護専門看護師）を施設等に派遣し、当該施設等の個別性に応じた感染対策について指導・助言を行う。
- なお、派遣する感染症の専門家は、可能な限り当該施設等の所在する都道府県内の感染症専門家とし、実地での研修後も必要に応じて相談できる関係の構築を目指す。
- 実地での研修を受けた施設等については、必要に応じて近隣地域の施設等とも研修で得た知見を共有することを期待する。

【対象】

次の要件を満たす施設等

- 管理者或いは感染対策教育担当者（以下、「管理者等」という）が「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修（「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修について」令和2年11月9日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）のうち、職員向け研修プログラムを全て受講済みであること。
- なお、管理者等以外の職員については、申込時点で受講を完了していることは求めないが、実地での研修内容を理解しやすいように、受講を完了しておくことが望ましい。

【内容と時間】

(1) 内容

- ① 当該施設等の感染対策状況に関する助言
- ② 個人防護具の着脱方法（個人防護具は、施設でご用意ください）
- ③ 感染疑い等が発生した場合の当該施設での対応方法（ゾーニング含む）
- ④ その他、施設等のニーズに応じた内容

(2) 時間と項目

原則として 13:30～17:30（最大4時間）

- 施設等の感染対策の現状の把握、確認（施設等の建物内の巡回等）
- 当該施設等の感染対策状況に関する助言（質疑応答（施設等で困っていること、確認したいことなど））
- 個人防護具の着脱方法の実演、演習、指導等
- 感染疑い等が発生した場合の当該施設等での対応方法（ゾーニング含む）（説明及び質疑応答、施設等内での実地アドバイス等）

※ 実施の順番等は、施設等と講師の状況に応じて柔軟に対応してください。

【応募期間】

第2次応募期間 令和3年1月18日（月）～1月22日（金）

【実施期間】

令和3年2月1日（月）～令和3年3月19日（金）

【費用負担】

なし。ただし、研修で使用する個人防護具等は事業者で準備すること。

【問合せ先】

感染症対策のための実地での研修事務局（株式会社三菱総合研究所、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社）

メールのみ受け付け E-mail : kansen-jichi-kenshu@ml.mri.co.jp

厚生労働省 感染対策のための実地での研修への2次募集について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000721273.pdf>

※ 申込方法の詳細等は上記 URL をご参照ください。

制度・施策等の動向

厚生労働省「第 198 回社会保障審議会給付費分科会」（令和 3 年 1 月 13 日）及び「第 199 回社会保障審議会給付費分科会」（令和 3 年 1 月 18 日）

令和 3 年 1 月 13 日、厚生労働省「第 198 回社会保障審議会給付費分科会」が開催され、令和 3 年度介護報酬改定の人員・設備及び運営基準等に関する諮問の報告・答申が行われました。続く 1 月 18 日には、「第 199 回社会保障審議会給付費分科会」が開催され、令和 3 年度介護報酬改定の報酬算定基準等に関する諮問の報告・答申が行われました。

令和 3 年度介護報酬改定では、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが 75 歳以上となる 2025 年に向けて、2040 年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図ることとし、改定率はプラス 0.7%（うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 0.05%（令和 3 年 9 月末までの間））とされました。

全社協・地域福祉推進委員会では、介護サービス経営研究会幹事会等での検討内容や市区町村社協が実施する介護サービスの実態等を踏まえ、「令和 3 年度介護報酬改定に関する要望書～コロナ禍における地域包括ケアシステムの深化・推進による地域共生社会の実現～」(令和 2 年 11 月 30 日) をとりまとめましたが、今回の改定では、介護職員等特定処遇改善加算の事業所の裁量拡大、訪問介護における看取り介護への評価、介護予防支援の充実、中山間地や過疎地域、豪雪地域等におけるセーフティネット維持のための対策等、一定要望内容が反映されました（次頁参照）。

なお、全社協・地域福祉推進委員会では、令和 3 年度介護報酬改定の内容や、すべての介護サービス事業所で策定が義務付けられる「業務継続計画（BCP）」のポイント等を解説する「令和 2 年度経営基盤強化セミナー」（オンデマンド動画配信＋ライブ配信）を開催いたします（開催要綱は近日中にホームページに掲載します）。

令和 2 年度経営基盤強化セミナーの主な内容（予定）

(1) オンデマンド動画配信（録画配信）

【配信日】令和 3 年 2 月中下旬より随時配信

【主な内容】

- ① 挨拶「市区町村社協介護サービス経営研究会の取組状況」（15 分）
- ② 行政説明「令和 3 年度介護報酬改定のポイント」（45 分）
- ③ 説明①「令和 3 年度介護報酬改定を踏まえた社協・介護サービス事業の戦略的な展開」（30 分）
- ④ 説明②「令和 3 年度介護報酬改定を踏まえた社協・介護サービス事業の経営分析の視点」（30 分）
- ⑤ 説明③「福島県社協における市区町村社協介護サービス経営支援」（30 分）

(2) ライブ配信（zoom ミーティング）

【日時】令和 3 年 2 月 25 日（木）13 時 30 分～15 時 30 分（120 分）

【定員】200 名

【主な内容】

- ① 説明「介護サービス事業経営における感染症発生時の BCP の策定に向けて」
- ② 課題共有・情報交換「①各社協における感染症発生時の BCP の策定に向けて」
「②令和 3 年度介護報酬改定を踏まえた今後の対応」

厚生労働省 第 198 回社会保障審議会給付費分科会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15884.html

厚生労働省 第 199 回社会保障審議会給付費分科会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16033.html

全社協・地域福祉推進委員会

令和3年度介護報酬改定に関する要望書と令和3年度介護報酬改定における改定事項の比較表

令和3年度介護報酬改定に関する要望書 (令和2年11月30日)	令和3年度介護報酬改定における改定事項 (令和3年1月18日)
1. 分野横断的な要望事項	
<p>(1) 基本報酬の引き上げと感染症対策への評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コロナ禍においても地域での自立した生活を最後まで続けるために、介護サービスを必要とする方に必要なサービスが提供される体制が拡充されるよう基本報酬の引き上げを強く要望します。 ○ また、先般の地域共生社会の実現に向けた社会福祉法等の改正において、「介護・障害福祉サービスに従事する者、とりわけ国家試験に合格した介護福祉士の需要の充足状況及び賃金・処遇等の改善の状況を適切に把握するとともに、賃金・処遇、ハラスメント対策を含む雇用管理及び勤務環境の改善等の方策について検討し、処遇改善加算等が賃金・処遇等の改善に有効につながる施策を講ずる等、介護・障害福祉サービスに従事する者の確保・育成に向けて必要な措置を講ずること。」と参議院附帯決議が付されたことから、今回の報酬改定が福祉・介護人材の処遇改善につながることを期待しています。特に、介護支援専門員や訪問介護員の確保が困難な中で、人材確保につながるような基本報酬の引き上げをお願いします。 ○ さらに、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、介護職員への身体的・精神的負担に加え、感染拡大防止を徹底するためのコストが増加していること等に対して、適切な評価をお願いします。 	<p>(改定率) +0.70%</p> <p>※ うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価+0.05% (令和3年9月末までの間)</p> <p>サービス提供体制強化加算の見直し 〔概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サービス提供体制強化加算について、サービスの質の向上や職員のキャリアアップを一層推進する観点から、見直しを行う。【告示改正】 〔単位数・算定要件等〕 ※通所介護の例 <資格・勤続年数要件> 加算Ⅰ (新たな最上位区分) ○ 以下のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 介護福祉士 70%以上 ② 勤続10年以上介護福祉士 25%以上 加算Ⅱ (改正前の加算Ⅰイ相当) 介護福祉士 50%以上 加算Ⅲ (改正前の加算Ⅰロ、加算Ⅱ、加算Ⅲ相当) ○ 以下のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 介護福祉士 40%以上 ② 勤続7年以上 30%以上 <単位数> サービス提供体制強化加算Ⅰ 22 単位/回 (日) サービス提供体制強化加算Ⅱ 18 単位/回 (日) サービス提供体制強化加算Ⅲ 6 単位/回 (日) <p>特定事業所加算の見直し 〔概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問介護の特定事業所加算について、事業所を適切に評価する観点から、訪問介護以外のサービスにおける類似の加算であるサービス提供体制強化加算の見直しも踏まえて、勤続年数が一定期間以上の職員の割合を要件とする新たな区分を設ける。【告示改正】 〔単位数〕 ※以下の加算はすべて1回あたり <現行> 特定事業所加算 (Ⅰ) 所定単位数の20%を加算 特定事業所加算 (Ⅱ) 所定単位数の10%を加算 特定事業所加算 (Ⅲ) 所定単位数の10%を加算 特定事業所加算 (Ⅳ) 所定単位数の5%を加算 ↓ <改定後> 特定事業所加算 (Ⅰ) 所定単位数の20%を加算 特定事業所加算 (Ⅱ) 所定単位数の10%を加算 特定事業所加算 (Ⅲ) 所定単位数の10%を加算 特定事業所加算 (Ⅳ) 所定単位数の5%を加算 特定事業所加算 (Ⅴ) 所定単位数の3%を加算 (新設) 〔算定要件等〕 <特定事業所加算 (Ⅴ)> ○ 体制要件 (※特定事業所加算 (Ⅰ)～(Ⅲ)と同様) <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問介護員等ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施 ・ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催 (テレビ電話等のICTの活用が可能 (追加)) ・ 利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告 ・ 健康診断等の定期的な実施 ・ 緊急時等における対応方法の明示 ○ 人材要件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であること ※ 加算 (Ⅴ) は、加算 (Ⅲ) (重度者対応要件による加算) との併算定が可能であるが、加算 (Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅳ) (人材要件が含まれる加算) との併算定は不可。 <p>人員配置基準における両立支援への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護現場において、仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定について、以下の見直しを行う。【通知改正】 ・ 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、介護の短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。 ・ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1 (常勤) と扱うことを認める。

令和3年度介護報酬改定に関する要望書 (令和2年11月30日)	令和3年度介護報酬改定における改定事項 (令和3年1月18日)
	<p>・ 人員配置基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認める。 この場合において、常勤職員の割合を要件とするサービス提供体制強化加算等の加算について、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合、当該職員についても常勤職員の割合に含めることを認める。</p> <p>ハラスメント対策の強化 〔概要〕 ○ 介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求めることとする。【省令改正】 〔基準〕 ○ 運営基準（省令）において、以下を規定（※訪問介護の例） 「指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。」</p> <p>新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 ○ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せする。</p>
<p>(2) 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の更なる充実と事務手続きの簡素化、事業所の裁量拡大</p> <p>○ 令和元年度介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、更なる処遇改善が行われたところですが、福祉・介護人材の賃金水準を「全産業平均の賃金水準」にまで引き上げるために、更なる処遇改善に向けて加算の拡充をお願いします。</p> <p>○ 一方で、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」については、算定要件が複雑であり、事務手続きが煩雑であるため、加算の取得に向けて、事務手続きの簡素化をお願いします。</p> <p>○ あわせて、加算の対象と配分方法については、介護サービス事業所における経営の自主性・自立性の観点から、各事業所の裁量拡大をお願いします。</p>	<p>処遇改善加算の職場環境等要件の見直し ○ 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、介護事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、以下の見直しを行う。 ・ 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行うこと。【通知改正】 － 職員の新規採用や定着促進に資する取組 － 職員のキャリアアップに資する取組 － 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組 － 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組 － 生産性の向上につながる取組 － 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組 ・ 職場環境等要件に基づく取組の実施について、当該年度における取組の実施を求めること。【告示改正】</p> <p>介護職員等特定処遇改善加算の見直し 〔概要〕 ○ 介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】 ・ 平均の賃金改善額の配分ルールについて、「その他の職種」は「その他の介護職員」の「2分の1を上回らないこと」とするルールは維持した上で、 ・ 「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上とすること」とするルールについて、「より高くすること」とする。</p>
<p>(3) 報酬体系の簡素化</p> <p>○ 報酬改定にあたっては、利用者にとってわかりやすい仕組みや、介護サービス事業者の事務負担を軽減する観点から、加算の基本報酬への組み込みや包括報酬化等を通じて、報酬体系を簡素化してください。</p> <p>○ また、新たな加算の創設等にあたっては、居宅サービス及び地域密着サービスの区分支給限度基準額に含まれない費用や適用されないサービスの拡充について十分に配慮してください。</p>	<p>居宅介護支援における（看護）小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の廃止 〔概要〕 ○ （看護）小規模多機能型居宅介護事業所連携加算について、報酬体系の簡素化の観点から、算定実績を踏まえて、廃止する。 〔単位数〕 < 現行 > 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300 単位/月 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300 単位/月 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300 単位/月 ↓ < 改定後 > 廃止 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）の廃止 〔概要〕 ○ 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。その際、令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、1年の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】</p>
<p>(4) 中山間地や過疎地域、豪雪地帯等におけるセーフティネット維持のための対策</p>	<p>通減制の見直し ○ 通減制における介護支援専門員1人当たりの取扱件数の計算に当たり、現在、事業所が自然災害や感染症等による突発的な対応</p>

<p>令和3年度介護報酬改定に関する要望書 (令和2年11月30日)</p>	<p>令和3年度介護報酬改定における改定事項 (令和3年1月18日)</p>
<p>○ 中山間地域や過疎地域、豪雪地帯等では、社会福祉協議会以外の事業者の参入がなく、行政からの要請を受けて、社会福祉協議会が実施する介護サービス事業がセーフティネットとしての役割を果たしている場合があります。中山間地域等で集落が点在していたり、離島で移動時間が非常に長かったり、豪雪地帯での送迎は雪かきだけでも相当の時間と手間を要したり、同じ自治体のなかでも市街地と合併前の旧町村地域でサービス供給体制に差が生じる等の現状があります。</p> <p>○ 地域特性により事業経営環境が厳しい現状もあることから、中山間地や過疎地域、豪雪地帯等におけるサービス提供への加算(「中山間地域等の小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」)の拡充をお願いします。</p>	<p>で利用者を受け入れた場合は、例外的に件数に含めないこととしているが、地域の実情を踏まえ、事業所がその周辺の中山間地域等の事業所の存在状況からやむを得ず利用者を受け入れた場合についても例外的に件数に含めない見直しを行う。【告示改正】離島や中山間地域等におけるサービスの充実</p> <p>〔概要〕</p> <p>○ 離島や中山間地域等の要介護者に対する介護サービスの提供を促進する観点から、以下の見直しを行う。他のサービスと同様、これらの加算については、区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。【告示改正】</p> <p>ア 夜間対応型訪問介護について、移動のコストを適切に評価する観点からも、他の訪問系サービスと同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。</p> <p>イ (介護予防)認知症対応型通所介護について、他の通所系サービスと同様に、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。</p> <p>ウ (介護予防)小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護について、「訪問」も提供することを踏まえ、移動のコストを適切に評価する観点からも、訪問系サービスと同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算の対象とする。</p> <p>特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保</p> <p>〔概要〕</p> <p>○ 中山間地域等において、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供をより可能とする観点から、令和2年の地方分権改革に関する提案募集における提案も踏まえ、特例居宅介護サービス費等の対象地域と特別地域加算の対象地域について、自治体からの申請を踏まえて、それぞれについて分けて指定を行う。【告示改正】</p> <p>○ サービス確保が困難な離島等の特例 指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難な離島等の地域で、市町村が必要と認める場合には、これらのサービス以外の居宅サービス・介護予防サービスに相当するサービスを保険給付の対象とすることができる。</p> <p>【対象地域】①離島振興対策実施地域②奄美群島③振興山村④小笠原諸島⑤沖縄の離島⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域</p> <p>○ 中山間地域等に対する報酬における評価 訪問系・多機能系・通所系サービスについて、中山間地域等に事業所が所在する場合や居住している利用者に対してサービス提供をした場合、介護報酬における加算で評価</p>
<p>(5) 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いの継続</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症が長期化し、収束の目途が立たない状況が続く中で、利用者の在宅生活を継続して支えるためにも、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いを継続してください。</p>	<p>会議や多職種連携における ICT の活用</p> <p>○ 運営基準や加算の要件等において実施が求められる各種会議等(利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く)について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、以下の見直しを行う。【省令改正、告示改正、通知改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認める。 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。
<p>(6) ICT の活用と導入支援</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症予防の観点からも、運営基準や各種加算において開催が求められる会議等については、ICT の活用による開催を可能としてください。</p> <p>○ 訪問系サービスや通所系サービス等の小規模事業所では、ICT の導入が進んでいないため、引き続き、導入支援策を講じてください。</p> <p>○ 研修については、新型コロナウイルス感染症予防の観点からも、オンライン、ICT を活用した受講環境の整備をお願いします。</p> <p>○ また、地域で暮らす高齢者の見守り体制を整備するための ICT の活用をお願いします。</p>	<p>2. 各サービスにおける要望事項</p> <p>(1) 訪問介護</p>
<p>① 生活機能の維持・向上により資する訪問介護計画の意義と報酬上の評価</p> <p>○ 高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止のための訪問介護計画が重要であり、自立支援型の訪問介護計画に基づく介護サービスの提供について、報酬上の評価を充実してください。</p> <p>○ 例えば、ホームヘルパーが初期介入して、一定期間生活援助を提供しながら専門的な視点のアセスメントを行った上で、介護や医療等の多様な専門職の連携によるサービスの提供や住民主体の生活支援サービスとの協働による支援の提供を訪問介護計画に位置づけ提供することで、要介護度の維持・改善に資するとともに、住民が安心して生活支援サービスに関われるようにする効果が期待できます。</p>	<p>訪問介護の基本報酬</p> <p>※以下の単位数はすべて1回あたり <現行> <改定後></p> <p>身体介護中心型</p> <p>20分未満 166単位数 ⇒ 167単位数 20分以上30分未満 249単位数 ⇒ 250単位数 30分以上1時間未満 395単位数 ⇒ 396単位数 1時間以上1時間30分未満 577単位数 ⇒ 579単位数 以降30分を増すごとに算定 83単位数 ⇒ 84単位数 生活援助加算※ 66単位数 ⇒ 67単位数</p> <p>生活援助中心型</p> <p>20分以上45分未満 182単位数 ⇒ 183単位数 45分以上 224単位数 ⇒ 225単位数</p> <p>通院等乗降介助 98単位数 ⇒ 99単位数</p>
<p>② サービス提供責任者のマネジメント等の適切な評価</p> <p>○ 高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止のためには、サービス提供責任者の役割がますます高まっています。ケアプランに</p>	

令和3年度介護報酬改定に関する要望書 (令和2年11月30日)	令和3年度介護報酬改定における改定事項 (令和3年1月18日)
<p>連動した適切な訪問介護計画の策定とともに、計画にもとづくサービス提供のマネジメント、必要に応じた計画の見直し、医療機関や地域住民、近隣住民等を含めた関係機関等との適切な連携・調整（医療と介護の連携促進）等が必要です。<u>サービス提供責任者の役割や任用要件に関する議論とあわせて、初回加算の単価引き上げと業務内容を評価する加算等の創設など報酬において適切に評価してください。</u></p>	<p>※ 引き続き生活援助を行った場合の加算(20分から起算して25分ごとに加算、70分以上を限度)</p>
<p>③ <u>看取り介護への評価</u> ○ 人生の最後まで住み慣れた地域で暮らすことができるように、<u>訪問介護における看取り介護の取り組みを評価</u>してください。</p>	<p>訪問介護における看取り期の対応の評価 〔概要〕 ○ 看取り期における対応の充実と適切な評価を図る観点から、看取り期には頻回の訪問介護が必要とされるとともに、柔軟な対応が求められることを踏まえ、看取り期の利用者に訪問介護を提供する場合に、訪問介護に係る2時間ルール[※]の運用を弾力化し、2時間未満の間隔で訪問介護が行われた場合に、所要時間を合算せずにそれぞれの所定単位数の算定を可能とする。【通知改正】 〔単位数〕 ○ 所要時間を合算せずにそれぞれの所定単位数の算定を可能とする。 〔算定要件等〕 ○ 訪問介護は在宅の要介護者の生活パターンに合わせて提供されるべきであることから、単に1回の長時間の訪問介護を複数回に区分して行うことは適切ではない。したがって、前回提供した指定訪問介護からおおむね2時間未満の間隔で指定訪問介護が行われた場合には、それぞれの所要時間を合算するものとする（緊急時訪問介護加算を算定する場合又は医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に訪問介護を提供する場合を除く。）。</p>
<p>(2) 居宅介護支援・介護予防支援</p>	
<p>① <u>在宅での生活限界点を高める居宅介護支援の拡充</u> ○ 住み慣れた地域で近隣の人たちと交流しながら自立生活ができるだけ長く続けられるよう支援するためには、ケアマネジメントの質の向上が不可欠です。医療と介護の連携の促進、中重度者や看取りを含む医療ニーズのある高齢者のためのケアマネジメント、地域住民との協働による日常的な見守り等の生活を支える地域の仕組みづくりとインフォーマルサービスのコーディネートなど、<u>適切なケアマネジメントが図られるように</u>してください。 ○ 中山間地や過疎地等で人口減が進む地域では、社会福祉協議会がセーフティネットとして介護サービス事業を維持するために厳しい経営を続けている状況にあります。こうした地域での事業継続の妨げになる恐れがある「<u>特定事業所集中減算</u>」は<u>廃止</u>してください。 ○ 現状において求められる居宅サービス計画の書類作成業務は膨大であり、利用者、家族、サービス関係者等とのコミュニケーションの時間が削減され適切なケアマネジメントの実施に支障が出ている現状もあります。そのため、<u>業務の省力化に向けた書類・書式等の簡便化・統一化等</u>を一層進めてください。</p>	<p>質の高いケアマネジメントの推進（特定事業所加算の見直し等）① 〔概要〕 ○ 経営の安定化、質の高いケアマネジメントの一層の推進を図る観点から、特定事業所加算について、以下の見直しを行う。【告示改正】 ア 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していることを要件として求める。 イ 小規模事業所が事業所間連携により質の高いケアマネジメントを実現していくよう、事業所間連携により体制確保や対応等を行う事業所を評価するような区分を創設する。 ウ 特定事業所加算（Ⅳ）について、加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までと異なり、病院との連携や看取りへの対応の状況を要件とするものであることを踏まえ、医療と介護の連携を推進する観点から、特定事業所加算から切り離れた別個の加算とする。 〔単位数〕 < 現行 > 特定事業所加算（Ⅰ） 500 単位/月 特定事業所加算（Ⅱ） 400 単位/月 特定事業所加算（Ⅲ） 300 単位/月 ↓ < 改定後 > 特定事業所加算（Ⅰ） 505 単位/月 特定事業所加算（Ⅱ） 407 単位/月 特定事業所加算（Ⅲ） 309 単位/月 特定事業所加算（Ⅳ） 100 単位/月（新設） < 現行 > 特定事業所加算（Ⅳ） 125 単位/月 ↓ < 改定後 > 特定事業所医療介護連携加算 125 単位/月 質の高いケアマネジメントの推進（特定事業所加算の見直し等）② ○ ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業所に、以下について、利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表することを求める。【省令改正】 ・ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合 ・ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合 医療機関との情報連携の強化 〔概要〕 ○ 居宅介護支援について、医療と介護の連携を強化し、適切なケアマネジメントの実施やケアマネジメントの質の向上を進める観点から、利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行うことを一定の場合に評価する新たな加算を創設する。【告示改正】</p>

令和3年度介護報酬改定に関する要望書 (令和2年11月30日)	令和3年度介護報酬改定における改定事項 (令和3年1月18日)
	<p>[単位数] <現行> なし</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><改定後> 通院時情報連携加算 50 単位/月 (新設) [算定要件等] ○ 利用者1人につき、1月に1回の算定を限度とする ○ 利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合</p> <p>看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価 [概要] ○ 看取り期における適切な居宅介護支援の提供や医療と介護の連携を推進する観点から、居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を可能とする見直しを行う。【通知改正】</p> <p>[単位数] <現行> サービス利用の実績がない場合は請求不可</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><改定後> 居宅介護支援費を算定可 [算定要件等] ○ モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の(原案の)作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていること ○ 居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくこと</p> <p>利用者への説明・同意等に係る見直し [概要] ○ 利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、以下の見直しを行う。 【省令改正、通知改正】 ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。 イ 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除する。</p> <p>記録の保存等に係る見直し [概要] ○ 介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、適切な個人情報の取り扱いを求めた上で、電磁的な対応を原則認めることとし、その範囲を明確化する。【省令改正】 ○ 記録の保存期間について、他の制度の取り扱いも参考としつつ、明確化を図る。</p> <p>運営規程等の掲示に係る見直し [概要] ○ 介護サービス事業者の業務負担軽減や利用者の利便性の向上を図る観点から、運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能とする。【省令改正】</p>
<p>② 介護予防支援の報酬単価の引き上げ ○ 介護予防ケアマネジメント業務については、外部委託を行いやすい環境整備を進めることが必要と考えます。同時に、介護保険サービス利用の入り口として、介護予防プランにおいては特に自立支援・重度化防止の視点を徹底することが必要です。 ○ 質の高いプラン作成のためには、丁寧なアセスメントや事業所等との調整が必要であり、外部委託の推進にあたっては、介護予防ケアマネジメントに係る専門性や業務量を踏まえて、介護予防支援の報酬単価の引き上げをお願いします。</p>	<p>介護予防支援の基本報酬 <現行> <改定後> 431 単位/月 ⇒ 438 単位/月</p> <p>介護予防支援の充実 [概要] ○ 介護予防支援事業所が居宅介護支援事業所に外部委託を行いやすい環境の整備を進める観点から、介護予防支援事業所が委託する個々のケアプランについて、委託時における居宅介護支援事業者との適切な情報連携等を評価する新たな加算を創設する。【告示改正】</p> <p>[概要] <現行> <改定後> なし ⇒ 委託連携加算 300 単位/月 [算定要件等]</p>

令和3年度介護報酬改定に関する要望書 (令和2年11月30日)	令和3年度介護報酬改定における改定事項 (令和3年1月18日)																												
	<p>○ 利用者1人につき指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り、所定単位数を算定する。 ※ 当該加算を算定した際には、介護予防支援事業所に対して、当該加算を勘案した委託費の設定等を行うよう求める。</p>																												
(3) 通所介護																													
<p>① 地域共生社会を実現するための拠点としての通所介護の役割の評価</p> <p>○ 通所介護について、利用者へのサービスの提供だけでなく、周辺地域の住民への支援（コミュニティソーシャルワーク）や災害時の要援護者支援等、多様な機能を持つ地域共生社会を実現するための拠点としての役割を果たすことが期待されています。コロナ禍においても、居宅を訪問する臨時的な取り扱いにより、利用者の在宅生活を継続しています。</p> <p>○ また、利用時間の延長や早朝時間への柔軟な対応等により介護離職を防止する機能を果たしている等、機能訓練にとどまらず生活全体を包括的に支援する拠点としての機能を有しています。</p> <p>○ こうした機能を適切に評価する報酬水準の確保をお願いします。</p>	<p>通所介護の基本報酬 ※ 7時間以上8時間未満の場合 〔通常規模型〕</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">< 現行 ></td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;">< 改定後 ></td> </tr> <tr> <td>要介護1</td> <td style="text-align: right;">648 単位</td> <td></td> <td style="text-align: right;">655 単位</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td style="text-align: right;">765 単位</td> <td></td> <td style="text-align: right;">773 単位</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td style="text-align: right;">887 単位</td> <td></td> <td style="text-align: right;">896 単位</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td style="text-align: right;">1,008 単位</td> <td></td> <td style="text-align: right;">1,018 単位</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td style="text-align: right;">1,130 単位</td> <td></td> <td style="text-align: right;">1,142 単位</td> </tr> </table> <p>通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応</p> <p>○ 通所介護等の報酬について、感染症や災害の影響により利用者数が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、以下の見直しを行う。</p> <p>ア より小さい規模区分がある大規模型について、事業所規模別の報酬区分の決定にあたり、前年度の平均延べ利用者数ではなく、延べ利用者数の減が生じた月の実績を基礎とすることができることとする。【通知改正】</p> <p>イ 延べ利用者数の減が生じた月の実績が前年度の平均延べ利用者数から5%以上減少している場合、3か月間（※2）、基本報酬の3%の加算（大規模型事業所は2%の加算）を行う（※3）。 【告示改正】 現下の新型コロナウイルス感染症の影響による前年度の平均延べ利用者数等から5%以上の利用者減に対する適用にあたっては、年度当初から即時的に対応を行う。</p> <p>※1 ア・イともに、利用者減の翌月に届出、翌々月から適用。利用者数の実績が前年度平均等に戻った場合はその翌月に届出、翌々月まで。</p> <p>※2 利用者減に対応するための経営改善に時間を要するその他の特別の事情があると認められる場合は一回の延長を認める。</p> <p>※3 加算分は区分支給限度基準額の算定に含めない。</p> <p>〔単位数〕</p> <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">< 現行 ></td> <td style="text-align: center;">< 改定後 ></td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>⇒ ア 通所介護又は通所リハの大規模型Ⅰについて、現行の通所介護又は通所リハの通常規模型の基本報酬 通所介護又は通所リハの大規模型Ⅱについて、現行の通所介護又は通所リハの大規模型Ⅰ又は通常規模型の基本報酬 イ 通所介護等（通所介護又は通所リハの大規模型Ⅰ又は大規模型Ⅱを除く。）について、基本報酬の100分の3の加算（新設） 通所介護又は通所リハの大規模型Ⅰ又は大規模型Ⅱについて、基本報酬の100分の2の加算（新設）</td> </tr> </table> <p>災害への地域と連携した対応の強化</p> <p>○ 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。【省令改正】</p> <p>通所介護における地域等との連携の強化 〔概要〕</p> <p>○ 通所介護について、利用者の地域における社会参加活動や地域住民との交流を促進する観点から、地域密着型通所介護等と同様に、その事業の運営に当たって、地域住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととする。【省令改正】</p> <p>〔基準〕</p> <p>○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）において、地域密着型通所介護等と同様の規定を新設する。 第104条の2（新設） 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p>		< 現行 >	⇒	< 改定後 >	要介護1	648 単位		655 単位	要介護2	765 単位		773 単位	要介護3	887 単位		896 単位	要介護4	1,008 単位		1,018 単位	要介護5	1,130 単位		1,142 単位	< 現行 >	< 改定後 >	なし	⇒ ア 通所介護又は通所リハの大規模型Ⅰについて、現行の通所介護又は通所リハの通常規模型の基本報酬 通所介護又は通所リハの大規模型Ⅱについて、現行の通所介護又は通所リハの大規模型Ⅰ又は通常規模型の基本報酬 イ 通所介護等（通所介護又は通所リハの大規模型Ⅰ又は大規模型Ⅱを除く。）について、基本報酬の100分の3の加算（新設） 通所介護又は通所リハの大規模型Ⅰ又は大規模型Ⅱについて、基本報酬の100分の2の加算（新設）
	< 現行 >	⇒	< 改定後 >																										
要介護1	648 単位		655 単位																										
要介護2	765 単位		773 単位																										
要介護3	887 単位		896 単位																										
要介護4	1,008 単位		1,018 単位																										
要介護5	1,130 単位		1,142 単位																										
< 現行 >	< 改定後 >																												
なし	⇒ ア 通所介護又は通所リハの大規模型Ⅰについて、現行の通所介護又は通所リハの通常規模型の基本報酬 通所介護又は通所リハの大規模型Ⅱについて、現行の通所介護又は通所リハの大規模型Ⅰ又は通常規模型の基本報酬 イ 通所介護等（通所介護又は通所リハの大規模型Ⅰ又は大規模型Ⅱを除く。）について、基本報酬の100分の3の加算（新設） 通所介護又は通所リハの大規模型Ⅰ又は大規模型Ⅱについて、基本報酬の100分の2の加算（新設）																												
<p>② 中山間地や過疎地域、豪雪地域等の地域特性に応じた送迎の対応を評価</p> <p>○ 中山間地域や過疎地域、豪雪地域等における送迎については、通常の送迎に比べ、相当の時間と手間を要し、それに伴い送迎に係るコストが増大します。地域特性に応じた送迎の対応を評価してください。</p>	<p>関連記述なし</p>																												

<p>令和3年度介護報酬改定に関する要望書 (令和2年11月30日)</p>	<p>令和3年度介護報酬改定における改定事項 (令和3年1月18日)</p>
<p>③ 機能訓練と生活訓練の実施の適切な評価</p> <p>○ 利用者の心身の機能の維持・向上のためになされるさまざまな取り組み、特に、認知症への対応、医療的なケアを必要とするなどの重度者への対応、機能訓練と生活訓練の実施等が適切に評価される報酬単価としてください。</p>	<p>通所介護における個別機能訓練加算の見直し 〔概要〕</p> <p>○ 通所介護・地域密着型通所介護における個別機能訓練加算について、より利用者の自立支援等に資する個別機能訓練の提供を促進する観点から、加算の取得状況や加算を取得した事業所の機能訓練の実施状況等を踏まえ、従来の個別機能訓練加算（Ⅰ）と個別機能訓練加算（Ⅱ）を統合し、人員配置基準等算定要件の見直しを行う。【告示改正】</p> <p>〔単位数〕</p> <p><現行></p> <p>個別機能訓練加算（Ⅰ） 46 単位/日 個別機能訓練加算（Ⅱ） 56 単位/日</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><改定後></p> <p>個別機能訓練加算（Ⅰ） イ 56 単位/日 個別機能訓練加算（Ⅰ） ロ 85 単位/日 ※ イとロは併算定不可 個別機能訓練加算（Ⅱ） 20 単位/月（新設） ※ 加算（Ⅰ）に上乗せして算定</p> <p>ADL 維持等加算の見直し 〔概要〕</p> <p>○ ADL 維持等加算について、自立支援・重度化防止に向けた取組を一層推進する観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クリームスキミングを防止する観点や、現状の取得状況や課題を踏まえ、算定要件について、以下の見直しを行う。 <ul style="list-style-type: none"> － 5 時間以上が 5 時間未満の算定回数を上回る利用者の総数を 20 名以上とする条件について、利用時間の要件を廃止するとともに、利用者の総数の要件を 10 名以上に緩和する。 － 評価対象期間の最初の月における要介護度 3～5 の利用者が 15%以上、初回の要介護認定月から起算して 12 月以内の者が 15%以下とする要件を廃止。 － 初月の ADL 値や初回の要介護認定の状況に応じ、調整式で得られた利用者の調整済 ADL 利得が一定の値以上とする。 － CHASE へのデータ提出とフィードバックの活用による PDCA サイクルの推進・ケアの向上を図ることを求める。 ※ 調整済 ADL 利得の計算にあたっては、リハビリテーションサービスを併用している者について、加算取得事業者がリハビリテーションサービスの提供事業者と連携して機能訓練を実施している場合に限り、加算の計算式の対象にするとともに、ADL 利得の提出率を 9 割以上としていた要件について、評価可能な者について原則全員の ADL 利得の提出を求めつつ、利得の上位及び下位それぞれ 1 割の者を算定から除外する。 ・ より自立支援等に効果的な取組を行い、利用者の ADL を良好に維持・改善する事業者を高く評価する新たな区分を設ける。 ・ 通所介護に加えて、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を対象とする。 <p>〔単位数〕</p> <p><現行></p> <p>ADL 維持等加算（Ⅰ） 3 単位/月 ADL 維持等加算（Ⅱ） 6 単位/月</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><改定後></p> <p>ADL 維持等加算（Ⅰ） 30 単位/月（拡充） ADL 維持等加算（Ⅱ） 60 単位/月（拡充）</p> <p>※ （Ⅰ）・（Ⅱ）は併算定不可。現行算定している事業所等に対する経過措置を設定。</p> <p>〔算定要件等〕</p> <p><ADL 維持等加算（Ⅰ）></p> <p>○ 以下の要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 利用者等(当該施設等の評価対象利用期間が 6 月を超える者)の総数が 10 人以上であること。 ロ 利用者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して 6 月目(6 月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、Barthel Index を適切に評価できる者が ADL 値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。 ハ 利用開始月の翌月から起算して 6 月目の月に測定した ADL 値から利用開始月に測定した ADL 値を控除して得た値に、初月の ADL 値や要介護認定の状況に応じて、別表に定められた値を加えた ADL 利得の上位及び下位それぞれ 1 割の者数を除く評価対象利用者の ADL 利得を平均して得た値が、一定以上であること。 <p><ADL 維持等加算（Ⅱ）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ADL 維持等加算（Ⅰ）のイとロの要件を満たすこと。 ○ 評価対象利用者の ADL 利得を平均して得た値が一定（ADL 維持等加算（Ⅰ）で定めるよりも高い値）以上であること。

令和3年度介護報酬改定に関する要望書 (令和2年11月30日)	令和3年度介護報酬改定における改定事項 (令和3年1月18日)
(4) 地域密着型サービス	
<p>① 地域密着型在宅サービスの更なる充実</p> <p>○ 小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の地域密着型在宅サービスのサービス量の更なる充実、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に不可欠です。サービスに対する関係者の理解と指定訪問介護事業所等からの移行を促進する方策を講じるほか、中山間地域等においては、他の地域に比べ移動コストが増大すること等のサービス提供体制及び提供実態を把握した上で、より事業を展開しやすくするための報酬上の配慮や基準緩和等が必要です。</p> <p>○ 小規模多機能型居宅介護においては、例えば、看取りの時期における職員の利用者宅への泊まり込み、緊急時に駆けつける等、夜間も含めて手厚い支援を行っています。今後、中重度者を在宅で支える体制を強化していくうえで、看取り介護加算を創設するとともに、夜間体制に対する評価と「訪問体制強化加算」を充実してください。</p>	<p>過疎地域等におけるサービス提供の確保</p> <p>〔概要〕</p> <p>○ 「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)を踏まえ、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護について、過疎地域等におけるサービス提供を確保する観点から、過疎地域等において、地域の实情により事業所の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合に、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間行わないこととする。【省令改正、告示改正】</p> <p>〔基準・報酬〕</p> <p>【基準】<現行></p> <p>○ 登録定員及び利用定員を超過してサービス提供はできない。</p> <p>↓</p> <p>【基準】<改定後></p> <p>○ 登録定員及び利用定員を超過してサービス提供はできない。ただし、過疎地域その他これに類する地域において、地域の实情により効率的運営に必要であると市町村が認めた場合は(※1)、一定の期間(※2)に限り、登録定員及び利用定員を超過してサービス提供ができる。(追加)</p> <p>【報酬】<現行></p> <p>○ 登録者数が登録定員を超える場合、翌月から、定員超過が解消される月まで、利用者全員30%/月を減算する。</p> <p>↓</p> <p>【報酬】<改定後></p> <p>○ 上記ただし書きの場合、市町村が認めた時から、一定の期間(※2)に限り、減算しない。(追加)</p> <p>〔算定要件等〕</p> <p>(※1) 人員・設備基準を満たすこと。</p> <p>(※2) 市町村が登録定員の超過を認めた時から介護保険事業計画期間終了までの最大3年間を基本とする。ただし、介護保険事業計画の見直しごとに、市町村が将来のサービス需要の見込みを踏まえて改めて検討し、代替サービスを新規整備するよりも既存の事業所を活用した方が効率的であると認めた場合に限り、次の介護保険事業計画期間の終期まで延長を可能とする。</p> <p>地域の特性に応じた小規模多機能型居宅介護の確保</p> <p>〔概要〕</p> <p>○ 令和2年の地方分権改革に関する提案募集における提案を踏まえ、小規模多機能型居宅介護について、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、看護小規模多機能型居宅介護等と同様に、厚生労働省令で定める登録定員及び利用定員の基準を、市町村が条例で定める上での「従うべき基準」(必ず適合しなければならない基準であり、全国一律)から「標準基準」(通常よるべき基準であり、合理的な理由がある範囲内で、地域の实情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの)に見直す。【法律改正、省令改正】</p> <p>〔基準〕</p> <p><現行></p> <p>○ 登録定員、利用定員が「従うべき基準」となっている。</p> <p>↓</p> <p><改定後></p> <p>○ 登録定員及び利用定員について、「従うべき基準」から「標準基準」に見直す。</p>

厚生労働省「訪問介護労働者の移動時間等の取扱いについて（周知徹底）」（令和3年1月15日）

令和3年1月15日、厚生労働省は、課長通知「訪問介護労働者の移動時間等の取扱いについて（周知徹底）」を発出しました。

この通知では、訪問介護労働者の移動時間や待機時間を一律に労働時間として取り扱っていない事業者の存在が指摘されていること等を踏まえ、訪問介護労働者の法定労働条件の遵守に当たって特に徹底を図るべき事項を以下のとおり整理しています。

「訪問介護労働者の移動時間等の取扱いについて（周知徹底）」の主なポイント

※ 全社協地域福祉部整理

1 労働基準法上の取扱い

(1) 移動時間及び待機時間

- 移動時間とは、事業場、集合場所、利用者宅の相互間を移動する時間をいい、この移動時間については、使用者が、業務に従事するために必要な移動を命じ、当該時間の自由利用が労働者に保障されていないと認められる場合には、労働時間に該当する。
- 例えば、訪問介護の業務に従事するため、事業場から利用者宅への移動に要した時間や利用者宅から次の利用者宅への移動時間であって、その時間が通常の移動に要する時間程度である場合には労働時間に該当する。
- 待機時間については、使用者が急な需要等に対応するため事業場等において待機を命じ、当該時間の自由利用が労働者に保障されていないと認められる場合には、労働時間に該当する。
- 移動時間や待機時間が労働時間に該当する場合には、事業主はこれらを適正に把握、管理するとともに、当該時間に対して、賃金を支払う必要がある。（労働安全衛生法第66条の8の3、最低賃金法第4条）

(2) 休業手当

- 労働日及びその勤務時間帯が、勤務表により訪問介護労働者に示され、特定された後、労働者が労働の用意をなしているにもかかわらず休業させ、これが使用者の責に帰すべき事由によるものである場合には、事業主は休業手当としてその平均賃金の100分の60以上の手当を支払わなければならない。（労働基準法第26条）
- 利用者からの利用申込みの撤回、利用時間帯の変更を理由として労働者を休業させる場合には、例えば、他の利用者宅での勤務の可能性など当該労働者に代替業務を行わせる可能性等を十分に検討し、最善の努力を尽くしたと認められない場合には、事業主の責に帰すべき事由があるものとして休業手当の支払が必要となる。

(3) 賃金額の変更に係る留意点

- 労働者の賃金額を変更する場合は、当該労働者本人の合意を得る必要があり、合意のないものは無効となる。（労働契約法第3条）

2 介護報酬における取扱い

- 事業主にサービスの対価として支払われる訪問介護の介護報酬については、サービスに要する平均的な費用（労働時間に対して支払われる賃金等の人件費も含まれる）の額を勘案して包括的に単位設定しているものである。いずれにしても、上記1のとおり、事業主は、移動時間や待機時間も含め、労働時間に対して適正に賃金を支払う必要があること。

WAMNET 介護保険最新情報 Vol.912 訪問介護労働者の移動時間等の取扱いについて（周知徹底）
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoku-files/documents/2021/0118091516853/ksvol.912.pdf>

情報提供・ご案内

関西コミュニティワーカー協会 社協現場の声をつむぐ 1000 人プロジェクト「特例貸付に関する緊急アンケート」(締切：令和3年2月20日)

関西コミュニティワーカー協会(※)では、特例貸付の現状と今後の貸付のあり方を明らかにするために、アンケートを実施します。貸付担当者だけでなく、応援職員も対象です。全国の都道府県・市区町村社協の現場から一人でも多くの意見を発信するために、ぜひご協力ください。

※1994年1月に設立した社協職員等による任意団体です。

関西コミュニティワーカー協会 社協現場の声をつむぐ 1000 人プロジェクト 「特例貸付に関する緊急アンケート」

【調査名】特例貸付に関する緊急アンケート

(社協現場の声をつむぐ 1000 人プロジェクトー声を紡ぎ 未来を拓くー)

【実施期間】令和3年1月15日～2月20日

【対象】特例貸付に何らかの形で関わっている(いた)社協職員

※都道府県社協、市区町村社協いずれも対象です。

【回答方法】Google フォームで回答をお願いします。

関西コミュニティワーカー協会のブログからアクセスしていただくか、QRコードを利用してご回答ください。

関西コミュニティワーカー協会ブログ

〔URL〕 <https://blog.canpan.info/kancomi/>

〔QRコード〕



【問合せ先】関西コミュニティワーカー協会 社協現場の声をつむぐ 1000 人プロジェクト

E-mail kansaishakyo@yahoo.co.jp

福祉医療機構「令和3年度社会福祉振興助成事業（WAM助成）」（締切：令和3年2月1日）

例年、社会福祉振興助成事業（WAM助成）では、地域共生社会の実現に向けて「通常助成事業」と「モデル事業」を募集しています。

令和3年度の募集では、新型コロナウイルス感染症の影響により拡大した課題・ニーズに対応する事業も対象とします。そのうち、「緊急的な対応が必要なもの」及び「新しい取り組みの創出や既存の仕組み等の変革に対応するもの」に重点を置きます。

また、モデル事業では、社会課題が一層複雑化するなか、これまで民間福祉活動団体が培ってきたノウハウや連携体制をもとに、事業を通じて新たに明らかとなった課題や社会的に認知が進んでいない課題に対応し、国や自治体において政策化・制度化を目指す新たなモデルとなり得る活動を募集します。

令和3年度社会福祉振興助成事業（WAM助成）

助成目的	<p>【通常助成事業】 政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者等が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援を行うことを目的とします。</p> <p>【モデル事業】 社会課題が一層複雑化するなか、これまで民間福祉活動団体が培ってきたノウハウや連携体制をもとに、事業を通じて新たに明らかとなった課題や社会的に認知が進んでいない課題に対応することを目的とします。</p>
助成対象	<p>社会福祉の振興に寄与する事業を行う、営利を目的としない次の法人又は団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人 ● 医療法人 ● 公益法人（公益社団法人又は公益財団法人） ● NPO法人（特定非営利活動法人） ● 一般法人（法人税法上の非営利型法人の要件を満たす〔助成対象となる事業の実施期間中に移行するものを含む※〕一般社団法人又は一般財団法人） ※ 助成の正式決定は非営利型移行後 ● その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人・団体は、次の要件を満たす必要があります。 ※ 理事を2人以上置いていること ※ 役員会など意思決定を行うための組織について、運営規約等に定めていること
助成区分	<p>【通常助成事業・モデル事業】</p> <p>(1) 地域連携活動支援事業 (2) 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業 ※ 通常助成事業においては、上記(1)または(2)の事業であって新型コロナウイルス感染症の影響により拡大した課題・ニーズに対応する事業も対象とします。当該事業のうち、「緊急的な対応が必要なもの」及び「新しい取り組みの創出や既存の仕組み等の変革に対応するもの」に重点を置きます。</p>
応募期限 応募方法	<p>令和3年2月1日17時（応募フォーム登録完了）</p> <p>詳しくは下記ホームページをご参照ください。 〔URL〕 https://www.wam.go.jp/hp/cat/wamjosei/</p>
問合せ先	<p>独立行政法人福祉医療機構 NPOリソースセンター NPO支援課 〒105-8486 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル9階 TEL:03-3438-4756 又は 03-3438-9942 FAX:03-3438-0218</p>

福祉医療機構 WAM助成（社会福祉振興助成事業）

<https://www.wam.go.jp/hp/cat/wamjosei/>

福祉医療機構 令和3年度社会福祉振興助成事業（WAM助成）募集説明動画

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/jbosyu/jbosyu001.html>